

令和 8 年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （スクールソーシャルワーカー）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	スクールソーシャルワーカー
採用予定人数	週 4 勤務・・・若干名 週 2 程度勤務・・・若干名
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けに関する事。 ・関係機関とのネットワークの構築，連携・調整に関する事。 ・学校内におけるチーム体制の構築，支援に関する事。 ・児童生徒，保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供に関する事。 ・教職員への研修活動に関する事。 ・その他，児童生徒課の業務に関する事。
勤務地	・柏市立小中学校

2 任期

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

- ※ 1 任用開始日については，採用予定者と別途調整させていただきます。
- ※ 2 任用（採用）開始日から 1 月（1 月の勤務日が 15 日に満たない場合，15 日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。
- ※ 3 地方公務員法第 22 条の 2 の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：3, 120 円〔令和 8 年 4 月 1 日時点〕

- ※ 1 期末手当を含む時給単価：3, 606 円〔令和 7 年度〕
- ※ 2 要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が 1 会計年度内に 6 か月以上ある会計年度任用職員に，6 月と 12 月の年 2 回，各 1.2625 月分（令和 8 年 4 月に新規採用された場合の 6 月分は，0.37875 月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

- ① 〔令和 8 年度の想定〕（175 日）月額：451,971 円〔時給換算：4,427 円〕
年収例：7 時間×年 175 日×3,120 円÷12 月×17.02875 月＝5,423,657 円
- ② 〔令和 8 年度の想定〕（105 日）月額：237,342 円〔時給換算：3,875 円〕
年収例：7 時間×年 105 日×3,120 円÷12 月×14.90375 月＝2,848,107 円
- ③ 報酬単価，期末勤勉手当の支給割合は，令和 8 年度の人事院勧告がなされた場合，任期期間中であっても変更の可能性あり。

(3) 勤勉手当（年 175 日勤務の場合支給対象）

任期が 1 会計年度内に 6 か月以上であり，週勤務時間が 15 時間 30 分以上ある会計年度任用職員に，6 月と 12 月の年 2 回，各 1.0625 月分（令和 8 年 4 月に新規採用された場合の 6 月分は 0.31875 月分）

報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤務手当を支給

(4) 勤務時間

- ア 勤務時間 1日当たり7時間（時間外勤務：無）
原則として午前8時00分から午後4時30分のうち8時間（実働7時間，休憩60分）
- イ 勤務日 週4勤務 ⇒年間で175日勤務
週2程度勤務⇒年間で105日勤務
- ウ 休日 土・日曜日，祝日

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合，年175日勤務の場合7日・年105日勤務の場合3日）及び特別休暇（忌引等），有給休暇を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用
年175日勤務の場合 有・年105日勤務の場合 無
- イ 雇用保険の適用
年175日勤務の場合 有・年105日勤務の場合 無
- ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用
年175日勤務の場合 有・年105日勤務の場合 無

4 受験（応募）資格

- (1) 社会福祉士，または精神保健福祉士を取得している者。
- (2) 学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有し，過去に教育や福祉の分野で活動経験がある者
上記(1)または(2)に該当する者で，かつ
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

※ 年齢要件は，定めないものとする。

5 選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試験日	令和8年2月17日（火）	詳細は，受験申込者に別途電話連絡する。
	2月19日（木）のいずれか指定する日	
試験場所	柏市役所 沼南庁舎	
試験種目・試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

(1) 提出書類等

柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書（スクールソーシャルワーカー）

※試験希望日を記載のこと。時間指定はできません。

社会福祉士，精神福祉士を取得している場合は，その写し

110円切手（合否判定通知を郵送する際使用）

(2) 申込受付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月12日（木）まで

（郵送または持ち込み可・期限内必着）

(3) 申込先

柏市学校教育部児童生徒課

（〒277-8503 柏市大島田48番地1）

※郵送の際は封筒に「スクールソーシャルワーカー申込」と必ず記載してください。

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

選考試験後，2月中に決定し，選考受験者に通知する。

(2) 本件は柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。

(3) 採用時期及び採用する職

合格者は，令和8年4月1日よりスクールソーシャルワーカーとして採用する。

(4) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合，採用（合格）を取り消すものとする。